鳥取県公報

令和４年７月５日（火）
第９４１３号

毎週火・金曜日発行

目　　　次

◇ 告　　示　生活保護法による施術者の廃止の届出（373）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・・2
県営土地改良事業計画の変更（374）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・2
公共測量の終了（375）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
開発行為に関する工事の完了（376）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・・・2
◇ 選管告示　参議院議員通常選挙における選挙分会の場所等（22）・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
◇ 合同選管告示　参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所（11）・・・3
◇ 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示　参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所等（１）・・・・・・・・・・・・・3
◇ 公　　告　猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・・4
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
警備業務に係る検定合格者審査の実施（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
◇ 雑　　報　行政書士試験の実施（政策法務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

告　　　　　示

鳥取県告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（第55条第２項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第４項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から施術者を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の３（中国残留邦人等支援法第14条第４項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和４年７月５日

鳥取県知事　平　井　伸　治

施術者

氏　名	住　所	廃止年月日
織田　香	米子市中島二丁目14－36	平成30年12月20日
岡本　英明	米子市旗ヶ崎九丁目15－14	令和４年５月31日

鳥取県告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業　白谷地区　区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和４年７月５日

鳥取県知事　平　井　伸　治

１　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

２　縦覧に供する期間

令和４年７月５日から同月25日まで

３　縦覧に供する場所

日南町役場

４　審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第375号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定に基づき、日南町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和４年７月５日

鳥取県知事　平　井　伸　治

１　作業種類　公共測量（基準点測量）

２　作業地域　日野郡日南町笠木地内

３　終了年月日　令和４年６月21日

鳥取県告示第376号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により告示する。

令和４年７月５日

鳥取県西部総合事務所長　吉　　村　　文　　宏

１　開発許可の年月日及び番号

令和４年３月25日　鳥取県指令第202100296018号

２　開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

３　開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市観音寺新町四丁目３－24

宮脇　幸司、宮脇　実咲

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

令和４年７月10日執行の参議院議員通常選挙における選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和４年７月５日

鳥取県選挙管理委員会委員長　大　　口　　久　　志

１　参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙選挙分会

（１）　場　所　　鳥取市東町一丁目220　鳥取県庁

（２）　日　時　　令和４年７月12日　午後２時

２　参議院比例代表選出議員選挙選挙分会

（１）　場　所　　鳥取市東町一丁目220　鳥取県庁

（２）　日　時　　令和４年７月12日　午後２時30分

合　同　選　管　告　示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第11号

令和４年７月10日執行の参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和４年７月５日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長　大　　野　　敏　　之

日時　令和４年７月13日　午後３時30分

場所　島根県松江市殿町１　島根県庁

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第１号

令和４年７月10日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第６項の規定により告示する。

令和４年７月５日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長　大　　口　　久　　志

１　場　所　　鳥取市東町一丁目220　鳥取県庁選挙管理委員室

２　日　時　　令和４年７月７日　午後５時30分

公　　　　　　告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条の３第１項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和４年７月５日

鳥取県公安委員会委員長　勝　　部　　芳　　子

１　講習の種別及び受講対象者

（１）　初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第４条第１項第１号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(２)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。（定員15人）

（２）　経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）

ア　法第７条の３第１項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ　許可を受けようとする者で、法第５条の２第３項第２号又は第３号に規定するもの

２　開催の日時及び場所

区分／種別	日　　時	場　　　　所	受　講　対　象　者
初心者講習	令和４年８月12日午前10時から午後３時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	令和４年８月19日午後１時30分から午後４時30分まで	〃	〃

３　講習時間及び講習課目

（１）　講習時間

ア　初心者講習　４時間30分

イ　経験者講習　３時間

（２）　講習課目

ア　猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ　猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

４　考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を１時間行う。

５　受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の７日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

６　講習受講手数料及びその納付方法

（１）　講習受講手数料

ア　初心者講習　6,900円

イ　経験者講習　3,000円

（２）　納付方法

(１)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

７　携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第５条の５第１項の規定により猟銃の操

作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和４年７月５日

鳥取県公安委員会委員長　勝　　部　　芳　　子

１　受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

２　開催の日時、場所等

（１）　散弾銃を使用して行う技能講習

日　時	場　　　所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和４年８月７日午前９時から午前11時20分まで	倉吉市葵町690－1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	$7\,{}^{1}/_{2}$号の散弾	６人
令和４年８月８日午後１時から午後４時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	５人
令和４年８月22日午後１時から午後４時まで	〃	〃	〃	〃

（２）　散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日　時	場　　　所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和４年８月２日午前10時から午後２時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	６人
令和４年８月９日午前10時から午後２時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和４年８月30日午前10時から午後２時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和４年８月30日午前９時から正午まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	３人

３　講習課目

（１）　猟銃の操作

ア　猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ　猟銃の点検

ウ　実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い

エ　射撃の姿勢及び動作

（２）　猟銃の射撃

ア　散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃

イ　散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

４　受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

５　講習受講手数料及びその納付方法

（１）　講習受講手数料　12,700円

（２）　納付方法

（1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

６　携行品

（１）　技能講習に対応した銃砲及び実包

（２）　猟銃・空気銃所持許可証

（３）　技能講習通知書

７　その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857－23－0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第５条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第７条第１項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和４年７月５日

鳥取県公安委員会委員長　勝　　部　　芳　　子

１　審査に係る警備業務の種別及び級

（１）　空港保安警備業務　１級及び２級

（２）　施設警備業務　１級及び２級

（３）　交通誘導警備業務　１級及び２級

（４）　貴重品運搬警備業務　１級及び２級

２　実施日時

令和４年10月５日（水）午前９時から正午まで

３　実施場所

鳥取市東町一丁目271　鳥取県庁第二庁舎４階第28会議室

４　審査の方法

審査に係る種別及び級の警備業務に関する知識及び能力について学科試験及び実技試験により判定する。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

５　審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第７条第２項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

（１）　空港保安警備業務（１級）

検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧規則」という。）第１条第１項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る１級に合格した者

（２）　施設警備業務（１級）

旧検定の常駐警備業務に係る１級に合格した者

（３）　交通誘導警備業務（１級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る１級に合格した者

（４）　貴重品運搬警備業務（１級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る１級に合格した者

（５）　空港保安警備業務（２級）

旧検定の空港保安警備業務に係る１級又は２級に合格した者

（６）　施設警備業務（２級）

旧検定の常駐警備業務に係る１級又は２級に合格した者

（７）　交通誘導警備業務（２級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る１級又は２級に合格した者

（８）　貴重品運搬警備業務（２級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る１級又は２級に合格した者

６　審査申請の受付期間

令和４年８月29日（月）から同年９月２日（金）までの日の午前８時30分から午後５時15分まで

７　審査申請書の提出先

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。）。

（１）　県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署

（２）　県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

８　審査申請書の提出部数等

審査申請書は１通とし、次に掲げる書類を添付すること。

（１）　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦３センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）１葉

（２）　旧規則第８条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し

（３）　他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあっては、県内に住所を有すること又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面

９　審査手数料及び納付方法

（１）　審査手数料　4,700円

（２）　納付方法

（１）に記載する金額を７の（１）又は（２）の警察署において納付すること。

10　その他

（１）　審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。

（２）　この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857－23－0110（代））にすること。

雑　　　報

行政書士法（昭和26年法律第４号）第４条第１項の規定による鳥取県知事の委任に係る令和４年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

令和４年７月５日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長　多　賀　谷　　一　照

１　試験日時

令和４年11月13日（日）　午後１時から午後４時まで

２　試験場所

鳥取市東町一丁目220　鳥取県庁

３　試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験（（１）は択一式及び記述式、（２）は択一式）により行う。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

（１）　行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数　46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和４年４月１日現在施行されているものに関して出題する。

（２）　行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数　14題）

政治、経済、社会、情報通信、個人情報保護及び文章理解

４　試験案内及び受験願書の配布

（１）　郵送配布

140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角２号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（令和４年８月19日（金）必着のこと。）。

ア　配布期間　令和４年７月25日（月）から同年８月19日（金）まで

イ　請求先　〒252－0299　日本郵便株式会社相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

（２）　窓口配布

ア　配布期間　令和４年７月25日（月）から同年８月26日（金）まで

イ　配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に配布する。

配　布　場　所		配　布　時　間
鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前８時30分から 午後５時15分まで
鳥取県中部総合事務所県民福祉局	倉吉市東巌城町２	〃
鳥取県西部総合事務所県民福祉局	米子市糀町一丁目160	〃
鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局	日野郡日野町根雨140－１	〃
鳥取県行政書士会	鳥取市富安二丁目159 久本ビル５階	午前９時から 午後５時まで

５　受験手続

（１）　郵送による受験申込み

ア　提出書類

受験願書一式

イ　提出先及び提出方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

ウ　受付期間

令和４年７月25日（月）から同年８月26日（金）まで

なお、令和４年８月26日（金）の消印があるものまで受け付ける。

エ　受験手数料及び納付方法

（ア）　受験手数料　10,400円

（イ）　納付方法　試験案内を参照すること。なお、払い込まれた手数料は、原則として返還しない。

（２）　インターネットによる受験申込み

ア　受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（https://gyosei-shiken.or.jp）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ　受付期間

令和４年７月25日（月）午前９時から同年８月23日（火）午後５時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面へのアクセスの集中が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

ウ　受験手数料及び納付方法

（ア）　受験手数料　10,400円

（イ）　納付方法

申込者本人名義のクレジットカード（ＶＩＳＡ、Ｍａｓｔｅｒ、ＪＣＢ、アメリカン・エキスプレス又はＤｉｎｅｒｓに限る。）による決済又はコンビニエンスストア（セブン―イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアに限る。）での払込みによる。なお、払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

６　問合せ先

〒102―0082　東京都千代田区一番町25

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話　03―3263―7700

７　特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等に対して、障がい等の状態により必要な特例措置をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って６の問合せ先に必ず相談すること。

８　合格者の発表

試験の合格者については、令和５年１月25日（水）午前９時から一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（https://gyosei-shiken.or.jp）にも合格者の受験番号を掲載する。

９　その他

新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、試験場所の変更等を行うことがある。この場合、変更等の内容は一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに掲載する。